

令和 3年 5月 20日

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
記入例	募集実施要領	8	(9)企画提案書の提出について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。	
1	要求水準書	2	1.4 業務の履行 (1)一般事項	「水道事業の創設に伴う業務であり・・・業務実施中に発生した諸問題等については協議の上で解決方法を決定するものとする。」とありますが、協議の頻度などは事業者からの提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	2	1.4 業務の履行 (4)危機管理体制	「事業者は、天災並びに・・・また業務従事者を非常招集できる体制を確立し、・・・。」とありますが、具体的に何時間以内に何名以上などの定めはありますでしょうか。また、無い場合は提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案下さい。
3	要求水準書	3	2.3 事業者が使用できる施設	「事業者が希望すれば、・・・無償で貸与する。」とありますが、執務場所に指定は無いとの理解でよろしいでしょうか？	町が指定します。施設見学にて確認ください。
4	要求水準書	3	2.3 事業者が使用できる施設	「1名分の執務スペース」とありますが、複数名を希望した場合は有償で対応いただけるのでしょうか。またその場合の最大人数をご教示ください。	町が指定する執務スペース以外の場所を貸与する予定はありません。指定する執務スペースは施設見学にてご確認ください。
5	要求水準書	5	3.1.3 管路保守点検業務	(2)漏水調査、(3)漏水修繕、(4)漏水修繕受付 について、導水管、送水管、配水管および給水管のメーター1次側までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
6	要求水準書	5	3.1.3 管路保守点検業務	(2)「漏水調査」の内容と頻度は事業者からの提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、新設管路のため、過剰な調査、点検の提案は望みません。
7	要求水準書	5	3.1.3 管路保守点検業務	(3)「漏水修繕(工事手配・立会い・断通水、※修理受付(窓口)は本町が行う)」とありますが、貴町が行う予定の修理受付と漏水修繕受付は同一業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新設管路のため、業務期間中の発生頻度はきわめて少ないものと想定しています。
8	要求水準書	5	3.1.3 管路保守点検業務	(3)「漏水修繕(工事手配・立会い・断通水、※修理受付(窓口)は本町が行う)」とありますが、平日夜間の受付も貴町で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新設管路のため、業務期間中の発生頻度はきわめて少ないものと想定しています。
9	要求水準書	5	3.1.6 給水装置関係業務	嘉島町指定工事店新規登録申請及び更新事務業務は貴町で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	5	3.2.1 本町が実施する検針業務に付随する業務	(1)水道メーターの巡回点検の頻度は事業者の提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
11	要求水準書	6	3.2.2 その他業務	「各業務に付帯する作業を実施すること。」とありますが、各業務とは要求水準書において事業者が実施する業務を示すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	6	4.1 業務準備期間における業務	「各種マニュアルの作成にあたっては、本町と協議を重ね承認を得るものとするが、・・・マニュアルの変更等に対して本町は柔軟に対応する。」とありますが、マニュアルは町の承認対象文書ではなく確認対象文書という理解でよろしいでしょうか。本書の1. 業務概要からも、本事業は包括的な性能発注であり、第三者委託（受託水道業務技術管理者）の責任と権限の範囲内で民間ノウハウを活用するという趣旨と理解しており、マニュアルの作成および変更について町の承認が必要という内容が業務の趣旨と齟齬が生じているものと思われま。	要求水準書のままとします。 マニュアルは本業務期間終了後に本町または次期事業者が業務を確実に実施するために必要な資料であり、事業者の内部資料に留まるものではありません。その理由から本町の承認が必要です。
13	要求水準書	6	4.2 基本事項	水道事業創設としての特性による要求水準であると理解はしておりますが、要求水質達成に必要なため直近の原水水質・水量データを提供いただけないでしょうか。また、配水圧力について指標となる参考数値をお示しいただけないでしょうか。	原水水質については追加で提供します。 水量データ、配水圧力は実績がないため、提供資料より想定ください。
14	要求水準書	6	4.2.1 水質管理の水準	民間事業者の責によらない原水水質や施設・設備の機能に起因する要求水質・水圧の未達は、要求水準の未達にならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	7	4.2.1 水質管理の水準 表 給水栓の要求水質(2/2)	「要求水質」と「契約水質基準」は同義という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、実績がないため事業期間中に変更となる可能性があります。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
16	要求水準書	7	4.2.1 水質管理の水準	要求水質の設定に関する考え方と根拠をご教示いただけないでしょうか。	他の水道事業等の値を参考に設定しています。実績がないため事業期間中に変更となる可能性があります。
17	要求水準書	7	4.2.3 水圧管理の水準	水圧の要求水準は、水道法に定める『配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150kPaを下らないこと。』という理解でよろしいでしょうか。	給水が適正に行われる圧力であり、給水区域内の開発状況や建築物の種類によっても変動するものと考えていますので、加圧配水ポンプ系統については、ポンプ能力の範囲で設定するものをご理解ください。また、開発状況やポンプ能力を理由として適正な圧力が確保できない状況が生じた場合は、町の責任で対応します。
18	要求水準書	7	4.2.4 維持管理業務の計画及び報告	相当の理由により、当該年度に実施を予定する業務に関する計画または月間維持管理計画書の内容に変更が生じた場合、変更分の提出期限等は協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	8	4.3.1 運転操作・監視業務	貸出資料の『電気計装工事 特記仕様書』にありますように遠隔監視装置の仕様は、施設故障などの情報をモバイル端末などで遠隔から確認することは可能との理解でよろしいでしょうか。また、可能な場合は業務時間外などにおいて、遠隔監視設備が設置された施設以外の拠点からモバイル端末等により運転状況を監視してもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、各種端末からWeb版に接続することにより監視可能であり、業務時間外に確認することも問題ありません。
20	要求水準書	9	4.3.2 施設、設備の巡視及び保守点検業務 (1) 業務の内容	「…。また、契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態で本町に引渡しが行えるよう、…」とありますが、著しい損傷とは重大事故や設備停止に繋がるような損傷という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
21	要求水準書	9	4.3.2 施設、設備の巡視及び保守点検業務 (1) 業務の内容 ②施設・設備の保守管理	「※遠方監視装置の保守点検は本町の業務範囲とする。」とありますが、貸出資料の『電気計装工事 計装フロー図』では、計装監視盤内に貴町にて保守点検される遠方監視装置が実装されているように読み取れます。計装監視盤の点検所掌区分の詳細をご教示ください。	計装監視盤内の装置については、保守点検の対象としてください。
22	要求水準書	9	4.3.2 施設、設備の巡視及び保守点検業務 (1) 業務の内容 ③ 配水池内部清掃業務	「年1回、片池ずつ清掃を実施するものとする。」とありますが、同一年内に時期をずらして2池とも清掃を実施するのでしょうか。もしくは1年目に1池を清掃し、2年目にもう1池を清掃を実施するのどちらでしょうか。	1年で片池の清掃を想定して下さい。業務期間中に清掃頻度の追加が必要と判断されれば契約変更の協議対象とします。
23	要求水準書	10	4.3.2 施設、設備の巡視及び保守点検業務 (1) 業務の内容 ⑤ 汎用工具、消耗品や支給材料を用いた不良箇所・故障の修理・調整	「消耗品や支給材料を用いた、不良箇所・故障の修理・調整」は汎用工具で可能な範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	10	4.3.3 管路保守点検業務 ② 漏水調査	「漏水発生が疑われる場合の漏水調査(※ただし、・・・)」とありますが漏水調査は音聴棒など一般的な器具で実施できる範囲の漏水調査という理解でよろしいでしょうか。	ご提案ください。ただし、新設管路であり事業期間中の漏水発生の可能性は低いことを想定しています。
25	要求水準書	11	4.3.4 ユーティリティ管理業務 (1) 業務の内容 ②自家発燃料の調達・管理	「事業者は、自家発燃料の管理・調達及び・・・」とありますが自家発燃料の調達は、定期点検などの維持管理のために消費する分であり、『リスクとその責任分担』にあるように不可抗力による電源喪失などの非常時運転分は範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。非常時の運転に必要な燃料調達費用は町が負担します。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
26	要求水準書	11	4.3.4 ユーティリティ管理業務 (1) 業務の内容 ⑤マニュアルの整備	マニュアルの整備対象となるのは、本業務範囲に限るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	12	4.3.5 水質検査・管理業務 ①水質検査(法定検査、自己検査)	浄水水質試験については配水池出口の水質試験が規定されていますが、採水方法についてご教示いただけますでしょうか。	貸出資料の工事設計書への記載はありませんが、管理棟ポンプ室に給水栓を設けています。後日貸出予定の完成図面でご確認ください。
28	要求水準書	12	4.3.5 水質検査・管理業務 ① 水質検査	「最適な薬品注入率による水質管理に努めることと。」ありますが、施設・設備の機能の範囲内で要求水質が確保できるように管理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	12	4.3.5 水質検査・管理業務 ②管末残留塩素等測定(法定検査、毎日検査)	管末の残留塩素の測定について、DPD比色法に基づく検査が行える機器であれば、機器の選定は事業者任せられるという理解でよろしいでしょうか。	水道法施行規則第十七条第二項の規定にある試験方法に準じた機器であれば問題ありません。
30	要求水準書	13	4.3.6 給水装置関係業務 (1) 業務内容	加入金の受付及び検査手数料に関する業務は貴町の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
31	要求水準書	14	4.5.1 各業務に付随する業務 ③ 本町の求める資料の作成支援	現在、想定されている資料名や頻度などをご教示頂けないでしょうか。	水道施設や給水状況等に関する国・県の照会・調査への回答支援等を想定しており、頻度は年に数回程度です。
32	要求水準書	14	4.4.1 検針業務 (1) 業務の内容・留意事項	「使用量に大幅な増減を本町が確認した場合、貴町の指示に従い使用者に説明すること。」とありますが、この説明は状況により通知書等で代替することは可能でしょうか。	新型コロナウイルス等の感染拡大状況等により書面での通知も認めますが、緊急性の高い内容については、対応を町と協議して決定します。
33	要求水準書	15	4.6業務委託の水準等 (3)業務改善	「効率的運営」とありますが効率的運営という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書 【別紙1】第3者委託の範囲	1	維持管理 修繕業務(定期修繕)	稼働設備における定期交換部品(例バッテリー、水質計消耗部品等)に関しては、本業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書 【別紙1】第3者委託の範囲	1	維持管理 その他	「取水停止・給水停止」は「直営」が行うとあります。第3者委託の場合、受託者及び受託水道技術管理者の水道法上の義務等によりまず、「給水の緊急停止(第23条第1項)供給する水が安全でないことを知ったときは直ちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講じなければならない」とありますので、取水停止、給水停止の判断は第3者委託の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	第23条第11項の給水の緊急停止についてはご理解のとおりですが、第15条の給水義務に記載されている給水停止は第三者委託の範囲対象外であり、これに伴う取水停止も同様です。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
36	要求水準書 【別紙4】リスクとその責任 分担(案)	1	施設の不具合	「施工不良等」とありますが、調査設計の瑕疵も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	リスク分担表の記載のとおりです。調査設計の瑕疵が本業務に影響する具体的なケースが想定できません。
37	要求水準書 【別紙4】リスクとその責任 分担(案)	1	その他法令上の責任	「受注者の業務履行上で直接関係するもの(労働安全衛生法、消防法等)」は受注者のリスクとありますが、施設および設備の仕様が法令に抵触する場合は発注者のリスクという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書 【別紙4】リスクとその責任 分担(案)	2	※6) (注記6)	「各リスクの種類における費用の・・・委託最終年度の精算対象とし、」とありますが、各年度において精算内容と金額について双方合意の上で、最終年度に精算を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	募集実施要領	2	2 業務内容に関する事項 (10) 許認可等の取得に関する事項	「各種補助に係る申請書」とあります。具体的にはどのような補助メニューを想定しておりますでしょうか。	現時点で具体的に予定しているものではありません。
40	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	「水道事業(簡易水道を含む)又は・・・履行した実績を有する者であること。」とありますが、【様式6】にある「過去10年間(2011年4月以降)」に契約を締結しており、1年以上経過していれば、参加資格確認書類の受付日において履行中の案件でも実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	実績として認めます。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
41	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	「水道事業・・・浄水場等に受注し運転管理を行う業務)を、元請として履行した実績を有する者であること。」とありますが、SPC(特別目的会社)で維持管理業務等を受託している場合、そのSPCの代表企業であれば元請けとして履行した実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	実績として認めます。
42	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	「水道事業・・・浄水場等に受注し運転管理を行う業務)を、元請として履行した実績を有する者であること。」とありますが、SPC(特別目的会社)で維持管理業務等を受託している場合、SPCから参加者が直接受託した維持管理業務の実績も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実績として認めます。
43	募集実施要領	4	2 事業者の参加資格に関する事項 (2) 参加資格要件 ④	水道事業又は用水供給事業とありますが、工業用水道事業も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	実績として認めます。
44	募集実施要領	7	3 募集に関する手続き等 (4) 関係資料等に関する質問への回答公表	「質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。」とありますが、回答が郵送されるということでしょうか。また郵送の場合、発送日は回答公表日(5月21日)との理解でよろしいでしょうか。	回答方法は電子メールを想定しています。送信日は回答公表日と同日です。また、該当する質問がないと本町が判断した場合も、質問者に対して通知などは行いません。
45	募集実施要領	8	4 受託者の決定等 (1)委員会の設置	「・・・本業務について委員に対して直接又は・・・当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。」とありますが、委員会名簿が公表されておられません。最善の注意を図るためにも、委員会名簿を公表して頂けないでしょうか。	公表はしません。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
46	募集実施要領	8	4 受託者の決定等 (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーション実施について、詳細な要領は企画提案書の提出者にのみ事前に通知するとなっておりますが、プレゼンテーションの事前準備には時間を要します。参加資格確認結果通知時にプレゼンテーション要領などを通知いただけないでしょうか。	募集実施要領のとおりです。プレゼンテーションを実施する場合は、パワーポイントを用いた30分以内の説明を応募者に求める予定であり、プレゼンターは、本提案内容について十分な説明が出来る者であれば配置予定者に限らないことを想定しています。
47	募集実施要領	8	4 受託者の決定等 (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	新型コロナウイルスの感染状況等を勘案したプレゼンテーションおよびヒアリングについて、WEBを活用した非対面型や遠隔型の実施も検討いただけるとの理解でよろしいでしょうか？提案書などの資料作成のためお考えを把握できるとありがたいです。	開催の有無も含めて町内で検討中であり、決まり次第、本町ホームページ等で通知いたします。
48	募集実施要領	9	4 受託者の決定等 (3) 優先交渉権者の決定	「当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、町は優先交渉権者を決定し、…」とありますが、選定された優秀提案者が優先交渉権者となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	募集実施要項	11	5 企画提案書類作成時の提出方法 (1) 作成に当たっての留意事項	「①事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。」とありますが、具体的な提案を行うにあたり技術者の氏名や経歴、バックアップ拠点など参加者を特定できない表現であれば記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	募集実施要領	11	5 企画提案書提出時の提出方法 (1) 作成に当たっての留意事項	「なお、各様式以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。」とありますが、付属資料や図面等の枚数については制限がないという理解でよろしいでしょうか。	枚数制限はありませんが、提案内容を補足するための必要最小限としてください。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
51	募集実施要項	11	5 企画提案書類作成時の提出方法 (2)提出書類	「企画提案書については11部(正本1部、副本10部)」とありますが、正本についても参加者名を記載しなくてよろしいでしょうか。	正本には記載してください。
52	募集実施要領	11	(1) 作成に当たっての留意事項	事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこととありますが、企業名という判断でよろしいでしょうか。	企業名のほか、企業名が推定できる製品名等も対象となります。
53	募集実施要領	11	(1) 作成に当たっての留意事項	②各様式以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合がありますが、付属資料や図面等の枚数制限はあるのでしょうか。	枚数制限はありませんが、提案内容を補足するための必要最小限としてください。 あくまでも提案書の記載内容で評価します。
54	募集実施要項	13	5 提出書類の取扱い (1) 著作権	「…必要な範囲で企画提案書の一部を無償で使用する。」とありますが、参加者のノウハウにあたる可能性もありますので使用時は参加者に確認をいただけますようお願いいたします。	事前確認のうえ使用します。
55	契約書(案)	2	第1条(総則)	契約書と「要求水準書等」の各文書間で齟齬または矛盾があった場合の順位や解決方法(いわゆる「規定の適用関係」)をご教示ください。	契約書、契約締結に至るまでの合意事項等に係る書面、要求水準書、提案書の順に解釈を優先するものとし、提案書が要求水準書を上回る事項は提案書を優先します。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
56	契約書(案)	2	第1条(総則)	「この契約書に定めるもののほか別冊の要求水準書及び図面等、並びに受注者が提出した提案書(以下「要求水準書等」という。)」とあります。一方で要求水準書のP. i には、①募集実施要領②提案評価基準③契約書(案)④様式集⑤要求水準書 を総称して「募集実施要領等」とあります。契約書に記載の「要求水準書等」の範囲を文書名でご教示ください。	文面のとおりです。
57	契約書(案)	4	第14条(再委託等)	「受注者は・・・ただし、業務の一部について、あらかじめ書面によって発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」とありますが、再委託を禁止する業務などは定まっていますでしょうか。また、その業務は受注者との協議により変更していただくことは可能でしょうか。	再委託を禁止する業務は定めていませんが、施設運転管理・巡回保守点検業務、管路施設保守管理等の本町が特に重要と考える業務については、受託者が直接実施すべき業務であると考えています。
58	契約書(案)	4	第15条(施設機能の確認及び使用)第1項	「業務準備期間終了日(令和3年9月30日)までの間に、本件施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会の上確認するものとする。」とありますが、そのいずれかが仕様や法令を満たさない場合については、貴町の負担により修補するという理解でよろしいでしょうか。	本町の責任で対応します。 なお、業務準備期間中に盤類や滅菌設備、自家発電設備等の取扱いについて、工事請負業者からの説明の機会を設ける予定です。
59	契約書(案)	5	第19条(施設更新の請求)第4項	但書に「受注者に故意又は過失がある場合」とありますが、本条項において「受注者に故意又は過失がある場合」とは具体的にどのような場面を想定しておりますでしょうか。	具体的な想定はありません。
60	契約書(案)	5	第20条(施設改良等)第2項	水道法の改正により令和4年10月1日付で水道施設台帳の作成および保管が義務付けられますが、現在の水道施設台帳の作成状況および媒体についてご教示ください。	水道施設の整備工事は施工中であり、現時点では台帳未整備です。当初は紙の台帳で管理し、いずれはシステム化を検討することとします。管路についても同様です。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
61	契約書(案)	6	第21条(修繕等)	「汎用工具、消耗品や材料を用いた簡易な修繕及び修理」とはどのようなことを想定されていますか。 例)断水を伴わない2時間程度で完了する修繕及び修理など	ボルト等の交換、機械油の補充、軽微な塗装補修等を想定しています。
62	契約書(案)	6	第25条(水質異常に対する措置)	「配水施設の水質」とありますが要求水準書P6に記載の「配水池出口の要求水質」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	契約書(案)	7	第29条(業務の報告)	「前日分に係る業務日報の写しを発注者に提出する」とありますが、メールや独自のシステムなど紙媒体以外の提出方法でもよいという理解でよろしいでしょうか。コロナウィルス感染症対策の一環としても有効であると考えています。	本町及び事業者にとって有効な提案は妨げません。
64	契約書(案)	7	第29条(業務の報告)第2項及び第3項	第2項と第3項の「発注者の指定する期日」とは、どれくらいの期間を想定しておりますでしょうか。	年始や祝日にもよりますが各月の10日～15日程度が目安と想定しています。
65	契約書(案)	9	第36条(委託料の支払)第5項	「発注者の責めに帰すべき理由により」とありますが、委託料の支払は金銭債務ですので、債務者(支払人)の帰責事由は前提とされないと解釈しますがよろしいでしょうか(民法第419条第3項ご参照)。	前条第2項に規定する支払の遅延に関する定めであり、「発注者の責めに帰すべき理由」と記載するものです。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
66	契約書(案)	9	第36条(委託料の支払)第5項	「発注者の責めに帰すべき理由により、前条第2項に規定する支払が…」とありますが、「本条第2項に規定する支払が…」の誤植ではないでしょうか。	本条第2項の誤りです。
67	契約書(案)	10	第38条(委託料の減額)	「発注者は、委託料の減額を行うべき事実を確認した場合、…委託料の額を減額することができる。」とありますが、どのような事例が対象になり、どのような基準により減額になるかをご教示いただけますでしょうか。	業務内容の不履行等が想定されます。基準の提示予定はありません。
68	契約書(案)	10	第38条(委託料の減額)	委託料の減額が定められておりますが、減額対象の違反事実、違反の程度、違反の程度に応じた減額の額及び減額手続きのフローが定められておりません。本業務から生じるリスクを受注者が事前把握できるようにこれらをご提示いただけますでしょうか。	フローの提示予定はありません。
69	契約書(案)	10	第39条(物価の変動等に基づく委託料の変更)	「急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは…」とありますが、『〇年～〇年の指数の変動率が〇%以上の場合』等の具体的な指数や閾値をお考えでしたらご提示いただけますでしょうか。	各指標の変動が毎年1%以上発生した場合を想定しています。参照する指標は、契約書(案)に後日追加します。
70	契約書(案)	10	第42条(契約期間終了時の施設の確認)第2項	免責事項を定める但書に『不可抗力』を免責事項として追記していただけないでしょうか。	不可抗力についてはリスク分担にて定めがあり、ここでの記載は不要と考えます。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
71	契約書(案)	12	第48条(保険)	「第三者を対象とした水道賠償責任保険・・・」とありますが、日本水道協会の水道賠償責任保険又は類似する別の保険会社の第三者賠償責任保険を付保する。という理解でよろしいでしょうか。また、水道事業者である発注者も引き続き水道賠償責任保険を付保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	契約書(案)	12	第49条(故意又は過失による損害賠償)第3項	免責事項を定める本文に「業務に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき」を免責事項として追記していただけないでしょうか。公共工事約款にも定められた免責事項であり、かかる事由は受注者に責任がないものと存じますので追記頂きたく存じます。	本文のままとします。
73	契約書(案)	12	第50条(不可抗力による損害)	不可抗力の事象に『疫病』を追記していただけないでしょうか。また、新型コロナウイルスなどの疫病は、不可抗力の一事項と考えますが本契約においてもこのような理解でよろしいでしょうか。	本文のままとします。新型コロナウイルス等の疫病に起因する事象は、不可抗力と認められる事象と認められない事象(例えば、事業者が必要な感染症対策を講じていない、あるいは、町からの感染予防のための指示に従わないこと等に起因する事業者と周辺住民とのトラブル等)があると想定しています。その上で不可抗力と認められる事象についてはご理解のとおりです。
74	募集公告	2	2 参加者の募集 (2)参加資格等ア参加者の構成等 ㉓	「グループは、参加表明書及び・・・各々が携わる業務を明らかにすること。」とありますが、参加資格確認後に携わる業務を変更することは可能でしょうか。	携わる業務の変更は認めません。
75	募集公告	3	3 募集に関する手続き等 (3)関係資料に関する質問の受付	質問提出後、回答内容によっては疑義が生じる可能性があります。追加質問の機会を設けて頂く事は可能でしょうか。	追加質問の機会を設ける予定はありません。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
76	募集公告	4	3 募集に関する手続き等 (5)施設見学	「施設見学は各企業2回を上限とする。」とあります。また、「様式2」には施設見学の参加者は1社2名以内とするとあります。参加者2名では施設確認と資料閲覧を全て行うことは困難であると考えますので資料の貸し出しやデータでの配布を希望します。	施設見学と資料閲覧を同時に行う予定はありません。また、閲覧資料はデータでの貸し出しを実施しておりましたが現在は貸出期間が終了しています。なお、施工中の工事の完成書類は準備でき次第追加で貸出を行う予定です。
77	提案評価基準	3	第2 書類審査 3優先交渉権者および受託者の決定	「町は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、」とありますが、前項の(5)優秀提案者の選定に基づき、選定された優秀提案者が優先交渉権者となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	提案評価基準	4	受託実績 表1 受託実績(様式10-5)	「維持管理業務等の同種・類似業務の受託実績の概要を数例挙げ、・・・」とありますが受託実績はSPC(代表企業及び構成企業)での受託、元請け、下請けを問わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	提案評価基準	4	受託実績 表1 受託実績(様式10-5)	「水道事業(簡易水道を含む)又は・・・履行した実績を有する者であること。」とありますが、【様式6】にある「過去10年間(2011年4月以降)」に契約を締結しており、1年以上経過していれば、参加資格確認書類の受付日において履行中の案件でも実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	様式集	4	【様式4~11】	各様式に記入する商号・所在地・代表者氏名・押印について、令和3・4年度嘉島町入札参加資格審査申請時に申請した委任先を記入・押印して申請してもよろしいでしょうか。	問題ありません。

関係資料等に関する質問への回答

No	資料名称	頁	項目名	内容	回答
81	様式集	8	【様式6】維持管理業務の実施実績	「過去10年間(2011年4月以降)の類似業務実施件数」の(元請)(下請)とは、参加者の類似実績件数全てを記入するのではなく、実施実績として申請する件数の内訳を記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	様式集	9	【様式7】保有する技術者の状況	主な資格と有資格者数において、「※料金関係業務、維持管理業務に有益と考える主な資格を記入すること。」とありますが、想定されている資格があればご教示ください。	本業務の内容を踏まえてご提案ください。
83	様式集	10	【様式8】配置予定従業員調書(業務実施体制)	参加資格確認書類提出後に配置予定従業員がやむを得ない事情で配置できなくなった場合、変更は認めていただけますか。	変更を認めます。
84	様式集	17	【様式10-5】受託実績	業務実施に当たって工夫した点や他者より優れていたと考えられる点について記述すればよいため、契約書等の証憑添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	証憑添付は不要です。
85	様式集	22	【様式10-10】見積と積算根拠	見積書に対しての積算根拠が必要とありますが、今回の業務委託についてはほとんどが人件費であり、最低賃金法の労務単価等の考慮がなされているかを確認するための提出と考えてよろしいでしょうか。	各提案内容を実施するための適切な人員と費用が計上されているか、また、提案価格に項目の漏れがないか等を確認することを目的としており、労務単価を確認する目的ではありません。